



地本NEWS

2014年
7月3日
自治労北海道
網走地方本部
2014第10号

7月5日(土) 11時からの
「緊急集会」(北見駅前)に
最大限の結集を!

憲法を読む

7月1日、安倍内閣は、集団的自衛権の行使容認を一片の内閣で「閣議決定」しました。

これは、戦後の年続いてきた安全保障政策を大転換するといふ懸念までもあり、戦争がこれなくしてこつながるかの恐れ。

今後は秋の国会で自衛隊法をはじめとする関係法令の改正に向けた審議が始まります。

私たちは、「戦争はさせない」「この声を今以上に大きくあげ、戦争法制の成立を阻止しなければなりません。」

その「憲法」を再出して読ませ、政府の主張が「おかし」「どうも全体を確認したい」。

「戦争をさせない全国署名」
8月29日(金)まで実施中!
組長、家族はまじりの、地域の住民にも運動を広げよう!

日本国憲法【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果とし、わが国全土にわたって自由のもたれざる恵沢を確保し、政府の行為を抑えて再び戦争の惨禍が起ることをないやうに努めようを決議し、この主権が国民に存するところであることを、この憲法を確立するものとする。国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、このの国家も、自国のこのみに専断して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものである。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と平等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の存続にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成せんことを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久これを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

6月28日の「戦争をさせない北海道大集会」で上田文雄札幌市長が熱唱した「第9ロック」は「上田文雄のウェルカムガゼット」で公開されています。
<http://www.uedatumio.jp/od.html>